

危険物施設等の事故防止について

危険物の火災や事故は一度発生すれば大きな被害を招く恐れがあります。また、火災の危険があるだけでなく河川への危険物の流出による水質汚染など、私たちの日常生活に影響をもたらす事にもつながります。

この様な火災や事故等を防止するために、危険物を貯蔵又は取り扱っている事業者の皆様は、危険物の危険性を把握することはもちろんの事、日常点検、保安教育、訓練など日頃からの予防の重要性を認識していただくことが必要です。

また、万が一危険物火災や事故が発生した場合には、直ちに消防署等に通報をし、適切な応急措置を講じてください。

1 危険物施設において、火災、流出等の事故が発生した場合

- (1) 製造所等の所有者等は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければなりません。
- (2) 危険物事故等を発見した者は、直ちに、その旨を消防署等に通報しなければなりません。

※製造所等

指定数量以上の危険物を取扱う施設を危険物施設といい、「製造所」「貯蔵所」「取扱所」に分類され、これらの施設を「製造所等」といいます。

「製造所」：製造所

「貯蔵所」：屋内貯蔵所・屋外タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所・地下タンク貯蔵所・簡易タンク貯蔵所・移動タンク貯蔵所・屋外貯蔵所

「取扱所」：給油取扱所・販売取扱所・移送取扱所・一般取扱所

2 消防機関への報告

製造所等の所有者等は、危険物の貯蔵又は取り扱い上における災害が発生したときは、速やかに、消防署等に届け出なければなりません。(24 危険物製造所等災害発生届出書)

3 通報の遅延について

危険物取扱者は、危険物事故発生による通報の遅延により、事故発生時の通報義務違反と認められる場合があります。